

教育委員会会議録

(定例会)

平成31年3月28日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---|---|------------------|--|
| 1 | 期 | 日 | 平成31年3月28日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後1時30分 | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 細田 眞由美
大谷 幸男
石田 有世
野上 武利
武田 ちあき
柳田 美幸 |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者 | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 |
| | | | 管理部長 | 矢部 武 |
| | | | 学校教育部長 | 平沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹居 秀子 |
| | | | 生涯学習総合センター館長 | 野崎 隆史 |
| | | | 中央図書館長 | 波田野 育男 |
| | | | 学校教育部参事兼総合教育相談室長 | 藤澤 美智子 |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 吉野 浩一 |
| | | | 教育総務課長 | 高木 泰博 |
| | | | 教育財務課長 | 栗原 章浩 |
| | | | 学事課長 | 小椋 和彦 |
| | | | 教職員人事課長 | 澤田 純一 |
| | | | 教職員給与課長 | 山本 順二 |
| | | | 指導1課長 | 吉田 賀一 |
| | | | 特別支援教育室長 | 内河 水穂子 |
| | | | 健康教育課長 | 山本 高弘 |
| | | | 文化財保護課長 | 青木 文彦 |
| | | | 青少年宇宙科学館長 | 冨田 英雄 |
| | | | 博物館長 | 酒井 浩志 |
| | | | 生涯学習総合センター副館長 | 大嶋 真浪 |
| | | | 管理課長 | 酒井 雅之 |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員 | 石田 有世 |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 7名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。本日の会議録の署名委員は、石田委
員にお願いいたします。
本日の報告第2号、議案第53号から第55号は人事に係る案件で
あることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の
皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げた議案は非公開といたします。
本日の会議の順番ですが、公開議案であります議案第24号から5
2号まで及び56号は、別紙「審議順一覧」のとおり審議を行い、次
に非公開議案であります、議案第53号から55号、報告第2号の順
に審議を行うことといたします。なお、本日の議案のうち、報告第2
号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集する
いとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委
任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するも
のでございます。
- 議案第36号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第24号 さいたま市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第31号 さいたま市図書館協議会規則の一部を改正する規則について
- 議案第32号 さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第33号 さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第35号 さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補
償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第38号 さいたま市立学校施設使用規則の一部を改正する規則について

- 議案第39号 さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則について
議案第49号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

細田教育長

それでは、議案第36号、24号、25号、31号から33号、35号、38号、39号、49号につきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第36号他9件の議案については組織改正等に伴うものですので、まとめて説明させていただきます。

まず、議案書43ページをお開きください。議案第36号「さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。第2条の内部組織の規定でございますが、学校教育部におきまして、指導1課に管理係を新設いたします。また、議案書43ページから45ページにわたり、中等教育学校の設置等に伴い事務分掌等関係規定の文言の整理を行うものでございます。

続きまして、議案書2ページをお開きください。議案第24号「さいたま市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」ですが、経過措置において、学校の「文書の管理については、別に定めるところによる。」としている規定に、中等教育学校を加えるものです。

続きまして、議案書5ページをお開きください。議案第25号「さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」ですが、第12条は市長部局の組織変更によるもの、5ページから7ページにかけては、美園北小学校、美園南中学校、大宮国際中等教育学校の新設に伴い、庁印及び職印をそれぞれ新調するものです。また、6ページの中段にございます図書館長印につきましては、大宮図書館の指定管理者による管理に伴い、大宮図書館長印を廃止するものです。

続きまして、議案書28ページをお開きください。議案第31号「さいたま市図書館協議会規則の一部を改正する規則について」ですが、指定管理者制度導入により文化施設の使用料を利用料金に改めるさいたま市図書館条例の一部改正に伴い、条ずれが生じたことから改正するものです。

続きまして、議案書31ページをお開きください。議案第32号「さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則の一部を改正する規則について」ですが、入場料の減免対象に中等教育学校の生徒を加え、また、従来減免を行っておりました特別支援学校の児童生徒につきましても明確に減免対象であることを位置づけるものです。

続きまして、議案書34ページをお開きください。議案第33号「さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則について」ですが、これも今御説明した青少年宇宙科学館と同様の理由により減免の規定を改正するものです。

続きまして、議案書40ページをお開きください。議案第35号「さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ですが、中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校を規定の対象に加えるものです。

続きまして、議案書52ページをお開きください。議案第38号「さいたま市立学校施設使用規則の一部を改正する規則について」ですが、こちらも中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校を規定の対象に加えるものです。

続きまして、議案書55ページをお開きください。議案第39号「さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則について」ですが、こちらも中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の前期課程を規定の対象に加えるものです。

続きまして、議案書110ページをお開きください。議案第49号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について」ですが、大宮図書館の指定管理者による管理に伴い、指定管理者の設定する利用料金の額の承認など市長の権限で行う事務を教育委員会に委任するもの、また、中等教育学校の設置に伴い校長の専決事項の規定に中等教育学校長を追加するものでございます。

施行日でございますが、図書館の指定管理に伴うものにつきましては平成31年5月7日、その他につきましては平成31年4月1日でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

大谷委員

指導1課の管理係はどのような業務を担当するのでしょうか。

教育総務課長

今回新設いたします指導1課管理係は、課の筆頭係になります。いわゆる庶務的な業務、具体的には予算・決算管理、全庁的な文書管理、指導1課内の文書のとりまとめなどを行う部署として想定しております。

細田教育長

指導1課内にはこれまでもそのような業務の担当がございましたが、業務の肥大化により、別の仕事と併任して行うことが非常に難しくなってきたという状況があります。また、これまでは各係が様々な職種

に対する賃金の支払い等の事務全般を他の仕事と併任してきましたが、それらの業務を一つの係に集約し精度を高め、効率化を図るという意図がございます。

大谷委員 ぜひしっかりやっていたきたいと思います。

細田教育長 他に御質問等はありませんか。
それでは、議案第36号、24号、25号、31号から33号、35号、38号、39号、49号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第27号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第34号 さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第37号 さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

細田教育長 それでは、再開します。議案第27号、34号、37号につきましては、関連がありますので続けて事務局から説明をお願いします。

学事課長 議案第27号「さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。

資料は12ページからになります。

この議案の提案理由でございますが、「大間木水深特定土地画整理事業の換地処分のお知らせ」に併せ、該当地区およびその周辺について町名地番及び町界変更に伴い、関連する小・中学校の通学区域の表記の一部が変更となるため、「さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則」の一部を改正するものです。

13ページをお願いします。具体的には尾間木小学校と東浦和中学校の通学区域である緑区大字大間木の一部を「大間木2丁目、3丁目」に変更する改正ですが、通学区域自体の変更はございません。

14ページの「町字界区域図」を御覧ください。左側が変更前、右側が変更後でございます。今回は大字大間木水深が施行後は大間木2丁目、3丁目になります。

また、大字大間木字内谷、字会ノ谷から大間木1丁目への町名地番の変更は2年後を目途に行われる予定です。

なお、施行期日は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の程お願いいたします。

博物館長

続いて、議案第34号「さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

議案書につきましては、36ページから38ページとなっております。

はじめに、議案書の38ページを御覧ください。

提案理由ですが、さいたま都市計画事業大間木水深特定土地区画整理事業の換地処分のお知らせ及び町の区画を新たに画する旨の告示による大字大間木地区内の町名地番変更に伴い、旧高野家離座敷の位置の表示が変更となるため、さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正するものです。

議案書の37ページを御覧ください。

改正の内容ですが、今回の町名地番変更されることに伴い、旧高野家離座敷の位置の表示を「さいたま市緑区大字大間木82番地2」から「さいたま市緑区大間木3丁目30番地11」に改めるものでございます。なお、施行期日は、公布の日です。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

生涯学習総合センター副館長

続いて、議案書の47ページから50ページをお願いいたします。

議案第37号「さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

はじめに、議案書の50ページを御覧ください。

提案理由ですが、さいたま都市計画事業大間木水深特定土地区画整理事業の換地処分のお知らせ及び町の区画を新たに画する旨の告示による緑区内の町名地番変更に伴い、さいたま市立尾間木公民館の対象区域の表記の一部が変更となるため、さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正するものです。

議案書の48ページの新旧対照表を御覧ください。

左側が改正後、右側が改正前でございます。尾間木公民館の対象区域を改めるものでございます。なお、施行期日は公布の日でございます。参考といたしまして、49ページに図面を掲載しております。左側が変更前の町名・町界図、右側が変更後の町名・町界図でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

細田教育長 説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。御質問等がなければ、議案第27号、34号、37号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第29号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第29号につきまして、事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室長 議案書の20ページから22ページまでを御覧ください。それでは、議案第29号「さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。

この議案は、さいたま市特別支援学校教育課程編成要領を、市立特別支援学校の教育課程編成の基準とするため、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、平成31年4月1日です。

21ページの表を御覧ください。改正部分について御説明いたします。第3条教育課程におきまして、これまでは特別支援学校の教育課程編成の基準を埼玉県特別支援教育教育課程編成要領としておりましたが、これをさいたま市特別支援学校教育課程編成要領に改めようとするものです。

改正する理由としましては、新学習指導要領への改訂に伴い、新学習指導要領の基準、市立小・中学校等と特別支援学校の教育課程のつながり、市立特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態等を踏まえ、今年度さいたま市として初めて、さいたま市特別支援学校教育課程編成要領を作成いたしましたので、これを市立各特別支援学校が教育課程を編成する際の具体的なよりどころとするものです。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

大谷委員 なぜこれまで埼玉県特別支援教育教育課程編成要領を基準としていたのでしょうか。また、さいたま市のオリジナリティはどこにあるのか教えてください。

特別支援教育室
長

前回の学習指導要領改訂の際には、埼玉県とさいたま市と合同で編成要領を作成しておりました。当時は市立特別支援学校が1校であり、現在に比べ、市独自の教育内容が少ないこともありましたので、合同で作成するという形になりました。

今回、学習指導要領を改訂する時期になりましたけれども、現在、埼玉県とさいたま市で用語等が異なる部分もございます。例えば、さいたま市では交流及び共同学習と呼んでいるものが、埼玉県では支援籍学習と呼んでおります。また、さいたま市ではグローバル・スタディを取り入れており、特別支援学校においても取り組んでいきたいと考えておりますので、そういった点も含め、さいたま市独自で編成要領を新たに作成していきたいと考えたところです。また、さいたま市のオリジナリティという点につきましては、さいたま市独自の教育施策を盛り込んでおりますし、本市の特別支援学校の実情を踏まえた事例等を盛り込み、現場の先生方が使いやすくなるように作成しているところでございます。

細田教育長

それでは、議案第29号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第30号 さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

細田教育長

続きまして、議案第30号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学事課長

議案書の23ページを御覧ください。

議案第30号「さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明させていただきます。

提案の理由でございますが、5月の元号改正に伴い、一部の様式の改正が必要になりました。また、貸付けに係る手続きを整理することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

25ページを御覧ください。様式第8号について平成の記載があるため削除いたします。

続いて、24ページを御覧ください。第9条につきまして、借受人

が死亡した場合、奨学金等の返還が免除になりますが、これまで、その申請の際の添付書類として死亡診断書を求めておりました。しかし、死亡診断書は死亡届と一体で作成され、区民課等に提出されるものであるため、本来、当課には提出されないものです。これまでは写しをもらうなどして対応しておりましたが、実態に合わせて添付書類の記載を修正いたします。

続いて、第15条についてですが、奨学金は、卒業後の10月から返還が始まります。その返還等に関する手続については、規則上、4月末日までに書類を提出するという記載になっておりますが、実際は8月に提出して頂いているため、実態に合わせて規則を改正するものです。

また、これまで規則上に委任事項がありませんでしたので、第17条として追加するものです。

最後に様式7号についてですが、借受人死亡の際の死亡届におきまして、必要とするのは死亡の事実と死亡年月日のみであるため、死因の欄を削除し、備考と変更するものです。

なお、施行期日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

大谷委員

返還等に関する手続きについて、時期を4月末でなく、8月末とする理由についてはどんなものがありましたでしょうか。もう一度お教えください。

学事課長

今までは4月という規定を設けていましたが、奨学金の返還が始まるのは10月からであり、その手続きを4月に行うのでは時期が早すぎるということがありました。返還の手続きを行ってから、実際に支払いをしていただくまでには2ヵ月あれば十分というところで8月末とさせていただきます。

細田教育長

それでは、議案第30号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第28号 さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則に

ついて

細田教育長 それでは、再開します。議案第28号につきまして、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長 議案書6ページを御覧ください。議案第28号「さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。

本議案は、さいたま市立大宮国際中等教育学校が平成31年4月に設置されることに伴い、さいたま市授業料等徴収条例において新たに進級料が設定されたことから、さいたま市授業料等徴収条例施行規則上の文言の整備を図るものです。

改正の内容といたしましては、中高一貫校である大宮国際中等教育学校の生徒が、中学校相当の前期課程から高等学校相当の後期課程へ進級する際に徴収する「進級料」について、授業料や入学料と同じように、一定の要件を満たした場合、還付や減免ができるよう規定を追加するものです。

なお、施行期日は、平成31年4月1日とするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

細田教育長 説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。御質問等がなければ、議案第28号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第47号 さいたま市立中等教育学校管理規則について

細田教育長 続きまして、議案第47号につきまして、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長 議案書の83ページを御覧ください。議案第47号「さいたま市立中等教育学校管理規則について」御説明いたします。

本議案は、さいたま市立大宮国際中等教育学校が平成31年4月に

開校することに伴い「さいたま市立中等教育学校管理規則」を新たに定めるものでございます。

議案書84ページを御覧ください。

この管理規則は、中等教育学校の管理運営の基本的事項について定めたもので、内容は「学年、学期及び休業日」、「教育活動及び教材の取扱い」、「単位修得及び卒業の認定」、「入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止」、「職員及び組織運営」、「施設及び設備の管理」、「授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料」、「賞罰」等を規定したものでございます。

中等教育学校の修業年限は前期課程3年・後期課程3年の6年で、生徒定員は160名となっております。前期課程は、「さいたま市立小・中学校管理規則」、後期課程については「さいたま市立高等学校管理規則」、「さいたま市立高等学校通則」を基に制定しました。

なお、施行期日は、平成31年4月1日です。

大谷委員

中等教育学校独自の規定があるのかお教えてください。

高校教育課長

第3条で修業年限について6年と定めております。ちなみに後期課程については単位制という形をとっております。6年一貫という部分が大きく変わるところで、それ以外の部分は法令等に則っており、教科用図書については中等教育学校が独自に採択するというようになっております。

武田委員

85ページの第7条(4)開校記念日について、日付が書かれていないようですが、この規則の中で日付を記載するものなのか、それとも別途定めるものなのかお教えてください。

高校教育課長

これは大宮国際中等教育学校のための管理規則ではなく、中等教育学校全体の管理規則になりますので、開校記念日については、大宮国際中等教育学校の学則を新たに制定し、そのなかで定めることになるかと思えます。

細田教育長

中等教育学校管理規則については、さいたま市立小・中学校管理規則、さいたま市立高等学校管理規則、さいたま市立高等学校通則までいちらんを重視した形で策定しております。この管理規則をもとに、大宮国際中等教育学校は校務運営をしていくとともに、学則を制定することができ、それにより運用の細部まで制定することができるという特徴があります。

武田委員 第3条では、大宮国際中等教育学校の具体的な記述がありますが、そういった部分とは矛盾はしないのですか。

細田教育長 はい、矛盾はしません。もし2校目の中等教育学校ができた場合には、こちらにその学校名が加わることになります。

野上委員 中等教育学校は、一つのコースのなかに「国際バカロレア（IB）」を施行している部分がありますが、将来、帰国子女など海外のIBを受けている子どもたちが入学を希望した場合については想定しているのでしょうか。

高校教育課長 大宮国際中等教育学校では1学年160名を定員として募集しており、6年間通して勉強することになりますので、定員が埋まっている状況であれば、他から入学するという事は考えておりません。

細田教育長 補足いたします。まず共有しておきたいのですが、これはさいたま市立中等教育学校の管理規則で、大宮国際中等教育学校だけの管理規則ではありません。今後、中等教育学校管理規則の第2条第2項に基づき、大宮国際中等教育学校で学則を制定する際に、海外のバカロレアで学んできた子供たちに対して、どのような受け入れをするのかということが詳細に定められます。例えば、今後、中等教育学校の2校目ができ、その学校はバカロレアではない哲学を持つとなれば、またその学校の学則で定めるということになります。

細田教育長 他に御意見がなければ議案第47号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第26号 さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第26号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案第26号「さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。
議案書は、9ページから11ページまでとなります。

本議案は、さいたま市立浦和中学校に副校長を置くことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第14条の2及び第14条の3について、副校長の設置根拠、職務範囲等、副校長に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。御質問等がなければ議案第26号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第40号 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

細田教育長

続きまして、議案第40号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案第40号「さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。

議案書は、57ページから59ページまでとなります。

本議案は、学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、当該規則で引用している学校教育法の条項を整備するものでございまして、いわゆる条項ずれによる改正でございます。

なお、施行期日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。御質問等がなければ議案第40号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第48号 さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令について

細田教育長 続きまして、議案第48号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案書は、105ページから108ページまでとなります。
議案第48号「さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令について」御説明させていただきます。
本議案は、さいたま市立浦和中学校及びさいたま市立大宮国際中等教育学校に副校長を置くこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。
改正の内容について、3点に分けて御説明いたします。
1点目は、第2条及び第13条について、教職員の定義に副校長に係る規定を加えるほか、規定の整備を行うものでございます。
2点目は、第6条について、履歴書の電子化に伴い規定を改めるものでございます。
3点目は、様式第4号及び第5号について、元号の改正に伴い「平成」を削るものでございます。
なお、施行期日は、平成31年4月1日でございます。
説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

大谷委員 第6条について改正前は「所定の履歴書」、改正後は「教職員の経歴に関する主要な事項を表示する履歴書」と記載されていますが、履歴書の内容は変わるのでしょうか。

教職員人事課長 改正前につきましては、教職員が履歴書を手書きで記入し提出しておりました。改正後はパソコンで教育委員会が作成するようになります。内容については変わりません。

細田教育長 改正後は「教職員の経歴に関する主要な事項を表示する履歴書を作成する」という表記になっていますが、履歴書の項目については変わらず、作成の方法が変わったということですか。また、改正前は教職員が履歴書を提出するということになっていたものが、改正後は、教育委員会の長たる教育長が、電子化されたデータを表示し、それを印刷するなどして、履歴書を作成するというようになったための表現の違いということでしょうか。

教職員人事課長 そのとおりでございます。

大谷委員 所定の履歴書では不都合があったのですか。

教職員人事課長 今までは、教職員が所定の履歴書を記入し提出していましたが、学校の事務負担軽減をねらいとして、教育委員会事務局が作成するというものでございます。

細田教育長 ねらいとしてはそのとおりだと思いますが、例えばデータ管理している教職員の経歴については、いわゆる履歴書として必要な事項以外のデータもあるけれども、この場合は主要な事項のみを表示してそれを履歴書として活用するという理解でよろしいですか。

学校教育部長 教育長の御説明のとおりでございます。教育委員会事務局には、教職員の情報がありますけれども、そのなかで履歴書に相応しい主要な情報を集めることで履歴書を作成するということです。改正前につきましては、主語が教職員となっておりますので、言い回しが変わっておりますけれども、項目については変更がありません。

細田教育長 他に御意見がなければ議案第48号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第42号 さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

議案第43号 さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

議案第44号 さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

議案第45号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

議案第46号 さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第42から46号につきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

議案書は68ページから82ページでございます。また、本日お手元に配布しております、別紙資料を併せて御覧いただくようお願いいたします。

議案第42号「さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」から議案第46号「さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について」の5議案につきましては、さいたま市立大宮国際中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校に係る規定を整備するとともに、新設する副校長に係る規定を加えるものでございます。

なお、各規則の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

それでは、議案第42号「さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。議案書は、68ページから70ページをお願いいたします。また、別紙資料1ページに管理職手当の一覧を記載しておりますので併せて御覧ください。

本議案は、管理職手当の支給対象者に、新たに副校長を加え、手当の支給額を6万7千円と定めるものでございます。

続きまして、議案第43号「さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。議案書は、71ページから73ページをお願いいたします。また、別紙資料1ページに教育業務連絡指導手当の一覧を記載しておりますので併せて御覧ください。

本議案は、特殊勤務手当のうち、教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当の支給対象者として中等教育学校の主任等の職を定めるものでございます。

続きまして、議案第44号「さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。議案書は、74ページから76ページをお願いいたします。また、別紙資料1ページに管理職員特別勤務手当の一覧を記載しておりますので併せて御覧ください。

管理職員特別勤務手当とは、臨時又は緊急等の要件で、管理職が週休日又は平日深夜の時間帯に勤務した際に支給される手当でございます。本議案は、この手当の支給対象者に新たに副校長を加え、手当額を教頭と同額と定めるものでございます。

続きまして、議案第45号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。議案書は、77ページから79ページ、別紙資料は2ページとなります。

本議案は、中等教育学校の教育職員等の期末手当及び勤勉手当の支給内容を規定するものでございますが、現在、小・中・特別支援学校と高等学校とでは人事評価制度が異なることから、人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映させるにあたり、運用を一部改正するものでございます。そのため、中等教育学校の教育職員については、成績率等を高等学校と同様の運用とするものでございます。

具体的には、第6条で期末手当の支給月数を、第24条で勤勉手当の成績率を高等学校と同様にすることを規定するものでございます。

続きまして、議案第46号「さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。議案書は、80ページから82ページをお願いいたします。

本議案は、義務教育等教員特別手当の支給対象のうち、義務教育教員以外の支給対象者として、新たに中等教育学校の後期課程の教育職員を対象とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

大谷委員 副校長、校長あるいは教頭の手当額は県と同様なのでしょうか。

教職員給与課長 特殊勤務手当については県と同様ですが、管理職手当については県と若干異なります。さいたま市では、校長については事務局の6級である次長や参事職と同様の額とし、教頭については、5級である課長職と同様の額としておりますので、県の管理職手当より若干高く設定しております。

細田教育長 他に御意見がなければ議案第42から46号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第41号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第41号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 それでは、議案第41号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について」御説明させて

いただきます。議案書は60ページから67ページをお願いいたします。別紙資料については3ページを御覧ください。

本議案は、2つの改正内容がございます。1つ目は、職務の級、号給を決定する際の基準に、副校長の職を教頭と同列に規定するものがございます。

2つ目は、昇格時号給対応表を改正するものです。昇格時号給対応表とは、昇格前に受けていた級号給が、昇格後、どの級号給に対応するか示したものでございます。平成31年2月の定例会におきまして、教育職給料表を改正する条例が可決されましたことから、改正された給料表に合わせて昇格時号給対応表を規定し直すものでございます。

なお、施行期日は平成31年4月1日でございます。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等がございますか。御質問等がなければ議案第41号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第50号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

細田教育長

続きまして、議案第50号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

議案書113ページを御覧ください。議案第50号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」御説明いたします。

本議案は地方公務員法第23条の2の規定によりまして、人事評価の要綱を改正するなど人事評価に関して必要な事項につきましては、地方公共団体の長に協議しなければならないこととされておりますため、さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の改正について市長と協議するものがございます。

議案書114ページを御覧ください。こちらが現要綱の改正内容でございます。改正する箇所は2箇所ございます。1つ目でございますが、平成31年4月1日に大宮国際中等教育学校が設置されることに伴いまして、中等教育学校に勤務する事務職員の人事評価について規

定する必要があるため、別表第5に中等教育学校を加えるものでございます。

2つ目は、別表第6でございますが、さいたま市立小・中学校管理規則の改正により、副校長の職が新たに置かれることとなりますため、小・中・特別支援学校に勤務する技能職員等の第1次評価者に副校長を加えるものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。御質問等がなければ議案第50号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第51号 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議について

細田教育長

続きまして、議案第51号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案書は、123ページから133ページまでとなります。

議案第51号「市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び23条の2の規定に基づく協議について」御説明させていただきます。

本議案は、さいたま市立浦和中学校に副校長を置くこと及びさいたま市立大宮国際中等教育学校の設置に伴い、さいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱、さいたま市教職員の標準的な職に関する要領及びさいたま市教職員の標準職務遂行能力に関する要領について所要の改正を行うため、市長と協議するものでございます。

それでは、それぞれの要綱等の改正内容について、説明させていただきます。

まず、別紙1さいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱について3点に分けて御説明いたします。

議案書は、124ページから127ページまでとなります。

1点目は要綱の名称について、中等教育学校を加えるものでございます。

2点目は、第1条について、さいたま市立浦和中学校の副校長並びにさいたま市立大宮国際中等教育学校の学校栄養職員及び前期課程に属する事務職員を同要綱の適用対象とするため、規定の整備を行うものでございます。

3点目は、同要綱の別表について、別表第1は副校長の「評価者等」を、別表第2は副校長の「能力評価及び業績評価の評価項目及び評価要素」を、別表第3は副校長の「評価シート」を定めるものでございます。

次に、別紙2さいたま市教職員の標準的な職に関する要領について2点に分けて御説明いたします。

議案書は、128ページから129ページまでとなります。

1点目は、要領の前文について、中等教育学校を加えるものでございます。

2点目は、副校長の標準的な職制上の段階について定めるものでございます。

最後に、別紙3さいたま市教職員の標準職務遂行能力に関する要領について2点に分けて御説明いたします。

議案書は、130ページから133ページまでとなります。

1点目は、第1条について、中等教育学校を加えるものでございます。

2点目は、副校長の標準職務遂行能力について定めるものでございます。

なお、施行期日は、全て平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。御質問等がなければ議案第51号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第52号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

細田教育長

続きまして、議案第52号につきまして、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長

議案書の134ページを御覧ください。

議案第52号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」御説明いたします。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第23条の2の規定に基づき、人事評価に関し必要な事項については、地方公共団体の長に協議が必要となっていることから、内容について御承認いただきたいということでございます。

初めに、135ページの別紙1を御覧ください。こちらは、さいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱の一部を改正するものでございます。改正する内容は2点でございます。

1点目は、大宮国際中等教育学校が平成31年4月に開校することに伴い、新たに中等教育学校教職員を加え、要綱の名称を「さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱」と改正し、あわせて文言の整備を行うものでございます。

2点目は、大宮国際中等教育学校に副校長が新たな職として設置されることから、要綱に副校長を加え、文言の整備を行うものでございます。

次に137ページの別紙2を御覧ください。こちらは、さいたま市立高等学校教職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部を改正するものでございます。改正の内容は、新たに中等教育学校教職員を加え、要綱の名称を「さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱」と改正し、あわせて文言の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等がございますか。御質問等がなければ議案第52号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第56号 さいたま市指定文化財の解除について

細田教育長

続きまして、議案第56号につきまして、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長

議案書154ページから156ページを御覧ください。

議案第56号「さいたま市指定文化財の解除について」御説明いたします。

本議案は、さいたま市大宮区大成町に所在する市指定天然記念物「普門院のチリメンカエデ」について、枯れてしまい文化財としての価値を失ったため、さいたま市文化財保護条例第40条の規定により、指定を解除するものです。

議案書の156ページを御覧ください。平成19年の樹勢が旺盛であったときの写真と、昨年11月段階の葉が枯れ落ちてしまった写真を掲載しております。天然記念物でありますので、枯れてしまい価値が失われたことから解除しようとするものです。なお、さいたま市文化財保護審議会に諮問いたしまして、指定解除すべき旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等がございますか。御質問等がなければ議案第56号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

議案第53号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案とおり可決>

議案第54号 さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案とおり可決>

議案第55号 さいたま市博物館協議会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

報告第2号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

細田教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時8分